

## ◆◆平成17年4月から基金規約・規程が一部変更になりました。◆◆

### 基金規約の変更

#### ① 免除保険料率の変更に伴う掛金率の変更

17年4月より、当基金の免除保険料率が2.9%から4.0%に変更されました。結果、これまで国(社会保険事務所)に納めていた保険料が1.1%減額となり、その減額分を基金に納めていただくこととなりました。

【詳細は「基金掛金のしくみ(掛金について)」参照】

注) 保険料の変更は平成17年4月分(5月末納付分)からとなります。

#### ② 在職老齢年金の見直し

60歳前半(60~64歳)の在職老齢年金制度について、一律2割の停止条件が廃止され、在職中に受け取る年金額が増えることになりました。

【詳細は「年金給付のしくみ(どんな時、どんな給付が)」参照】

#### ③ 育児休業期間中の掛金免除制度の拡充

育児休業中における保険料の免除期間が延長されることに加え、報酬の算定、年金額の算出等について、より一層の優遇措置が図られることとなりました。

【詳細は「基金事務の手続き(育児休業届)」参照】

#### ④ 支払期月・回数の変更

年金の支払は年金額に応じて支払い回数を設定しています。既に、受給者の皆様方には了承を得ておりますが、各支払回数における年金額の上下限を変更させていただくことといたしました。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

|      |                        | <変更前>          | <変更後>            |
|------|------------------------|----------------|------------------|
| 支払回数 | 支払月                    | 年金額            | 年金額              |
| 年6回  | 2月、4月、6月<br>8月、10月、12月 | 9万円以上          | 27万円以上           |
| 年3回  | 2月、6月、10月              | 6万円以上<br>9万円未満 | 15万円以上<br>27万円未満 |
| 年2回  | 6月、12月                 | 3万円以上<br>6万円未満 | 6万円以上<br>15万円未満  |
| 年1回  | 6月                     | 3万円未満          | 6万円未満            |

### 規定の変更・追加

#### ① 災害見舞金支給規定の変更

支給要件について、新たに「居住住居の一部損壊以上」を加え、見舞金の額を損害の程度に応じて支給する制度に変更いたしました。

【詳細は「福祉施設事業のご紹介(各種慶弔金とお見舞金)」参照】

#### ② 「個人情報保護管理規定」の新設

「個人情報保護法」の全面施行に伴い、当基金における加入員・受給者に関する個人情報の取扱いについて規程を設けました。

【詳細は「会員専用サイト(個人情報保護について)」参照】